

# 01 杉田 昌平

## 現在の仕事内容

法律事務所で東南アジアに関する投資案件や事業再生案件を担当しながら、大学で東南アジア諸国との国際協力事業にもかかわっています。

- 2007年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
- 2010年 慶應義塾大学法科大学院修了
- 2011年 弁護士登録
- 2015年 名古屋大学日本法教育研究センターハノイ特任講師就任
- 2017年 センチュリー法律事務所  
名古屋大学大学院法学研究科  
研究員就任  
慶應義塾大学法科大学院グローバル法研究所研究員就任



## 東南アジアと日本を繋ぎます。

### 法科大学院で学ぶということ

私が弁護士を志望したのは、大学4年生のときでした。それまで、公務員（大学教員）である父への反発もあって、成功しているベンチャー企業に興味をもっていましたが、あるとき、「お金を稼ぐことと正しいことを両立したい」と感じたことがありました。ビジネスにも関わることができ、それでいて社会正義も実現できる仕事といえば、弁護士なのではないかと思い、慶應義塾大学の法科大学院に進学することにしました。

法科大学院では、それまで知らなかった様々な法分野に出会うことができました。その中で、「開発法学」（新興国への法整備支援など、良い統治と国際平和のために法学が何をすることができるかを探求する分野）という言葉を知り、また、今でも教えを乞う師や、頻繁に会う友人と出逢うことができました。

### 今の仕事を選んだきっかけ

私は、弁護士として、日本と東南アジア間での事業再生や日本からの投資を扱う仕事をしています。大学教員だった父の研究室には、新興国からの留学生がいて、彼らの背後に感じられる、自分の知らない世界の広がりから、新興国に対する興味を持っていたからです。

国内で国際交流の活動をしながら、いつか自分も東南アジア諸国に赴任したいと思っていたときに、縁あって、名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ）の法学講師としてハノイに赴任することになりました。ベトナムの学生を対象に、民法を中心とした日本の法律を教えることになったのです。日本語で日本の法律を学ぶベトナムの学生がいるということに驚かされるとともに、学生が、



それぞれ持っている才能を開花させていく過程を見ることができたことで、それ以降も教育にかかわりたいと思うようになりました。

現在、弁護士として仕事をしながら名古屋大学日本法教育研究センター（ホーチミン）の法学講師を務め、また慶應義塾大学でも東南アジアの大学との学術交流の担当スタッフをしています。

### 仕事の魅力

ハノイでの2年2か月の任期が終わって以降、私は、東京で投資や事業再生を扱う仕事をしながら、大学での教育にもかかわっています。一見、投資と教育は何も関係がないように思うかもしれませんが、ですが、東南アジアで日本語や日本の法律を学ぶ学生には、彼／彼女らが学んだ知識を使って活躍できる仕事が必要であり、そういった仕事は日本からの投資で創出されます。

私には、教育と投資というのは、国を発展させるエンジンであり、そしてそのエンジンを支える重要な土台の一つが法制度のように感じられます。発展の熱気を感じられる東南アジアで、その国の発展に少しでもかかわることができるのは、「楽しい」という言葉以外では形容できません。

### 法書を目指す皆さんへのメッセージ

弁護士は、自身が解決したいと感じる社会問題と向き合い、社会にメッセージを発しながらその問題を解決し、社会をより良くしていくことを仕事にできる職業です。私は、新興国の汚職、貧困、社会の分断化が問題だと感じていて、国籍や生まれに関係なく、人が公平・公正に扱われる社会を作るお手伝いをしたいと思い、仕事をしています。

きっと、皆さんの中にも、解決したい社会問題を持っている人がいると思います。弁護士として、その問題解決に取り組むことは、きっと得難い「楽しさ」を感じられると思います。ぜひ、弁護士になって、あなたの社会へのメッセージを聞かせてください。